

## Question.

睡眠時無呼吸症候群（SAS）の治療を希望する患者様が来院するようになりました。保険請求上の要点を教えてください。

質問者

（千葉市 A.K.さん・101回）

## Answer.

Q1：いびきの治療を求めた患者が来院したらどうしますか？

まずは睡眠検査施設<sup>注1)</sup>に検査を依頼し、OA（Oral Appliance：口腔装置）の適応があれば導入依頼書が交付されます。

Q2：睡眠検査施設のOA導入依頼書を持った患者が来院したらどうしますか？

診療録に依頼した医師名や検査結果を記載し、歯科領域に病因<sup>注2)</sup>が存在していることを確認してからOA治療に着手します。

Q3：歯科特定疾患療養管理料（150点）はどの時点から算定できますか？

OA治療に着手した日<sup>注3)</sup>から算定できます。同管理費は月二回まで算定できますが、何らかの理由でOAが使えない状態にある場合は算定できません。

Q4：共同療養指導計画加算（100点）はどの時点で算定できますか？

OA治療に着手した日や共同療養計画が変更となった日<sup>注4)</sup>に患者に文書を交付し算定が可能です。

Q5：装置料、装着料、調整料はどのように算定しますか？

OA導入日に装置料（2000点）と装着料（300点）と装着から1ヵ月以内に床副子調整料（120点）の算定が可能です。

Q6：OAを修理した場合に床副子修理料（234点）は算定できますか？

同一初診内ならば床副子修理料（234点）の算定が可能です。

Q7：OAを再製作する場合の条件はありますか？

同一初診内ならばOAの修理不能な破損に対して再製作は可能です。

Q8：他院で導入されたOAの修理はできますか？

医科より依頼された歯科医師だけが治療を許されておりますので、それ以外の歯科医師が調整、修理、再製作することはできません。

Q9：再初診でOA治療を続けられますか？

再初診ではOAの療養管理の継続や調整、修理、再製作はできません。OA治療を継続する必要があるならば、改めて睡眠検査施設よりOA導入依頼書を交付してもらう必要があります。

Q10：患者の転勤で他地域の歯科医師に治療継続を依頼するにはどうしますか？

治療を依頼した睡眠検査施設の医師から転地先の歯科医師宛てに再度依頼してもらうか、その医師の許可を得て依頼書の原本を転地先の歯科医師に送付します。

注1) 睡眠検査が可能な睡眠医療認定施設は日本睡眠学会のホームページに公表されております。

注2) 歯科領域に病因がない場合（例えば扁桃肥大のみが病因の場合）は歯科医療行為ではありませんので、導入依頼に応じることはできません。

注3) OAの着手は歯科領域の病因や歯科の禁忌を確認してから行いますので、必ずしも初診日とは限りません。

注4) 算定する都度、共同療養計画書の交付が必要です。

質問の回答者



この  
河野 まさき  
正己

新潟病院 睡眠歯科センター